

※該当部分抜粋

防衛省訓令第35号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成26年5月30日

防衛大臣 小野寺 五典

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（元自衛官の再任用に関する訓令の一部改正）

第9条 元自衛官の再任用に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「勤務成績」を「人事評価の結果又はその他の能力の実証に基づく勤務成績」に改める。

（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令の一部改正）

第10条 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する

る訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６６号）の一部を次のように改正する。

第６条の４から第８条までを次のように改める。

（防衛教官の任用基準の特例）

第６条の４ 自衛隊教官俸給表の適用を受ける防衛教官に任用できる任期付隊員は、自衛隊法施行規則別表第６に定める資格要件と同等以上の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められる者とする。

第７条及び第８条 削除

（自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令の一部改正）

第１８条 次に掲げる訓令の規定中「期間の」の次に「人事評価の結果又はその他の能力の実証に基づく」を加える。

- (1) 自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令
（平成１９年防衛省訓令第１５６号）第５条第１項
- (2) 防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成

26 年防衛省訓令第 4 号) 第 6 条第 1 項

(事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部
改正)

第 20 条 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令

(平成 24 年防衛省訓令第 5 号) の一部を次のように
改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改め
る。

次に掲げる官職（以下「試験対象官職」という。

）に補充される事務官等は、自衛隊法施行規則第 2
1 条第 2 項ただし書に規定する防衛大臣の指定する
ものとする。

第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「官職」を「係員
の官職」に改め、同条第 2 項中「採用試験による」を
「事務官等の」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条
第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 試験対象官職に補充される事務官等の採用は、採
用試験による。

第 1 1 条を削り、第 1 0 条を次のように改め、第 4 章第 1 節中同条を第 1 1 条とする。

（試験区分等）

第 1 0 条 採用試験は、別表第 2 の試験区分の欄に掲げる試験に区分する。

2 前項の規定により区分された試験の対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野は、別表第 2 の試験区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の対象となる官職の欄、筆記試験の種目の欄及び専門試験の出題分野の欄に掲げるものとする。

第 4 章第 1 節中第 9 条を第 1 0 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（採用試験の目的）

第 9 条 採用試験は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又はこれらの者と同程度の知識、技術その他の能力を有する者が、試験対象官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び

試験対象官職についての適性を有するかどうかを相対的に判定することを目的とする。

第 4 4 条を第 4 5 条とする。

第 4 3 条第 1 項中「の程度に準ずる」を「に準じた」に改め、同条を第 4 4 条とする。

第 4 2 条を第 4 3 条とし、第 4 1 条を第 4 2 条とし、第 5 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（選考の目的）

第 4 1 条 選考は、選考される者が、補充しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該補充しようとする官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

官 職	国家公務員採用試験
係員の官職及び研究員の官職のうち、政策の	人事院規則 8－18（採用試験）第 3 条第 1

企画及び立案又は調査 及び研究に関する事務 をその職務とする官職	項第 1 号及び第 2 号に 掲げる試験
係員の官職及び研究員 の官職のうち、定型的 な事務をその職務とす る官職（試験対象官職 を除く。）	人事院規則 8－18（ 採用試験）第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に 掲げる試験

備考 この表において「研究員の官職」とは、標準的な官職を定める省令本則の表 2 の項第 3 欄各号（第 29 号を除く。）に規定する職制上の段階及び同欄第 29 号の防衛大臣が定める職制上の段階のうち、標準的な官職が研究員である職制上の段階に属する官職をいう。

別表第 2 中「第 10 条」を「第 11 条」に、「主として」を「試験対象官職のうち、主として」に改め、備考を次のように改める。

備考 1 試験管理事務局長は、この表に定める試

験区分のほか、あらかじめ防衛大臣の承認を受けて必要と認める試験区分を設けその対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野を定めることができる。

2 試験管理事務局長は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けてこの表に定める専門試験の出題分野を必要に応じて変更することができる。

別表第3第2項第1号中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

※該当部分抜粋

○元自衛官の再任用に関する訓令（昭和３６年防衛庁訓令第５９号）（第９条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第１条 自衛官であつた者は、別に定めるところによるもののほか、その自衛官であつたときの <u>人事評価の結果又はその他の能力の実証に基づく勤務成績</u> 、予備自衛官又は即応予備自衛官としての <u>人事評価の結果又はその他の能力の実証に基づく勤務成績等</u> に基づく選考により、退職時の階級又は現に指定されている予備自衛官若しくは即応予備自衛官と同位の階級又はそれより下位の階級の自衛官に再任用することができる。	第１条 自衛官であつた者は、別に定めるところによるもののほか、その自衛官であつたときの <u>勤務成績</u> 、予備自衛官又は即応予備自衛官としての <u>勤務成績等</u> に基づく選考により、退職時の階級又は現に指定されている予備自衛官若しくは即応予備自衛官と同位の階級又はそれより下位の階級の自衛官に再任用することができる。

○隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６６号）（第１０条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<u>（防衛教官の任用基準の特例）</u> <u>第６条の４ 自衛隊教官俸給表の適用を受ける防衛教官に任用できる任期付隊員は、自衛隊法施行規則別表第６に定める資格要件と同等以上の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められる者とする。</u>	<u>（書記官等の任用基準の特例）</u> <u>第６条の４ 防衛書記官又は防衛部員に任用できる任期付隊員は、自衛隊法施行規則別表第６に定める書記官又は部員の資格要件と同等以上の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められる者とする。</u> <u>２ 自衛隊教官俸給表の適用を受ける防衛教官に任用できる任期付隊員は、自衛隊法施行規則別表第６の２に定める資格要件と同等以上の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められる者とする。</u> <u>３ 防衛事務次官、防衛書記官及び防衛部員以外に任用できる任期付隊員（前項に掲げる者を除く。）は、人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則９－８」という。）及び人事院規則２３－０（任期付隊員の採用及び給与の特例）に基づき決定される職務の級に係る職務（規則９－８第３条及び別表第１に定める標準的な職務をいう。）に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見と同等以上のものを有すると認められる者とする。</u>

○自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１５６号）（第１８条関係）
（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（選考の方法） 第５条 任期付自衛官の選考は、自衛官として勤務をしていた期間の<u>人事評価の結果又はその他の能力の実証に基づく</u>勤務成績が良好である者の中から、口述試験、身体検査及び勤務評定の結果により行う。 ２ （略）	（選考の方法） 第５条 任期付自衛官の選考は、自衛官として勤務をしていた期間の勤務成績が良好である者の中から、口述試験、身体検査及び勤務評定の結果により行う。 ２ （略）

○防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第４号）（第１８条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（選考の方法） 第６条 任期付自衛官の選考は、自衛官として勤務をしていた期間の<u>人事評価の結果又はその他の能力の実証に基づく</u>勤務成績が良好である者の中から、口述試験、身体検査及び経歴評定の結果により行う。 ２ （略）	（選考の方法） 第６条 任期付自衛官の選考は、自衛官として勤務をしていた期間の勤務成績が良好である者の中から、口述試験、身体検査及び経歴評定の結果により行う。 ２ （略）

○事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）（第20条関係）

（下線は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（採用試験） 第4条 <u>次に掲げる官職（以下「試験対象官職」という。）に補充される事務官等は、自衛隊法施行規則第21条第2項ただし書に規定する防衛大臣の指定するものとする。</u> （1）特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする<u>係員の官職</u> （2）国際関係に係る高度の専門的知識及び特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする<u>係員の官職</u> <u>2 試験対象官職に補充される事務官等の採用は、採用試験による。</u> <u>3 前項の事務官等の採用は、第36条第1項に規定する採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。</u> 第4章 採用試験における事務 第1節 採用試験の名称、受験資格等 <u>（採用試験の目的）</u> 第9条 <u>採用試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又はこれらの者と同程度の知識、技術その他の能力を有する者が、試験対象官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び試験対象官職についての適性を有するかどうかを相対的に判定することを目的とする。</u> （試験区分等） 第11条 <u>採用試験は、別表第2の試験区分の欄に掲げる試験に区分する。</u> <u>2 前項の規定により区分された試験の対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野は、別表第2の試験区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の対象となる官職の欄、筆記試験の種目の欄及び専門試験の出題分野の欄に掲げるものとする。</u> （削る） 第5章 選考 <u>（選考の目的）</u> 第41条 <u>選考は、選考される者が、補充しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職</u>	（採用試験） 第4条 <u>行政職俸給表（一）の職務の級1級の官職のうち次に掲げる官職（以下「試験対象官職」という。）に補充される事務官等の採用は、採用試験による。</u> （1）特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする<u>官職</u> （2）国際関係に係る高度の専門的知識及び特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする<u>官職</u> （新設） <u>2 前項の採用試験による採用は、第36条第1項に規定する採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。</u> 第4章 採用試験における事務 第1節 採用試験の名称、受験資格等 （新設） （試験区分等） 第10条 <u>採用試験の試験区分並びに試験区分に応じた対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野は、別表第2のとおりとする。</u> （新設） <u>（採用試験の程度）</u> 第11条 <u>採用試験により判定する知識、技術又はその他の能力の程度は、人事院規則8－18（採用試験）第3条第3項第2号に掲げる試験の例による。</u> 第5章 選考 （新設）

に係る標準職務遂行能力及び当該補充しようとする官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的とする。

(国家公務員採用試験等に準ずる選考)

第44条 任命権者又は選考委員会は、次の各号に掲げる場合であって、国家公務員採用試験による選考により採用する者若しくは採用試験により採用する者との均衡又は充てようとする官職の特殊性から必要と認めるときは、充てようとする官職に必要な知識、技術又はその他の能力に応じて、国家公務員採用試験又は採用試験に準じた選考を行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

別表第1 (第3条関係)

官職	国家公務員採用試験
<u>係員の官職及び研究員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職</u>	人事院規則8-18 (採用試験) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる試験
<u>係員の官職及び研究員の官職のうち、定型的な事務をその職務とする官職(試験対象官職を除く。)</u>	人事院規則8-18 (採用試験) 第3条第2項第1号及び第2号に掲げる試験

備考 この表において「研究員の官職」とは、標準的な官職を定める省令本則の表2の項第3欄各号(第29号を除く。)に規定する職制上の段階及び同欄第29号の防衛大臣が定める職制上の段階のうち、標準的な官職が研究員である職制上の段階に属する官職をいう。

別表第2 (第11条関係)

試験区分	対象となる官職	筆記試験の種目	専門試験の出題分野

(国家公務員採用試験等に準ずる選考)

第43条 任命権者又は選考委員会は、次の各号に掲げる場合であって、国家公務員採用試験による選考により採用する者若しくは採用試験により採用する者との均衡又は充てようとする官職の特殊性から必要と認めるときは、充てようとする官職に必要な知識、技術又はその他の能力に応じて、国家公務員採用試験又は採用試験の程度に準ずる選考を行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

別表第1 (第3条関係)

官職	国家公務員採用試験
<u>行政職俸給表(一)の職務の級2級の官職及び研究職俸給表の職務の級2級の官職のうち、主として政策の企画立案等の高度の知識、技術又は経験を必要とする業務に従事することを職務とする官職</u>	人事院規則8-18 (採用試験) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる試験
<u>行政職俸給表(一)の職務の級1級の官職及び研究職俸給表の職務の級1級の官職のうち、主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職(第4条各号に掲げる官職を除く。)</u>	人事院規則8-18 (採用試験) 第3条第1項第3号から第5号までに掲げる試験

別表第2 (第10条関係)

試験区分	対象となる官職	筆記試験の種目	専門試験の出題分野

語学 (英語)	<u>試験対象官職のうち、主として英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職</u>	基礎能力試験専門試験（多肢選択式又は記述式）論文試験（一般論文又は時事論文）	英文和訳、和文英訳及び英文法	語学 (英語)	<u>主として英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職</u>	基礎能力試験専門試験（多肢選択式又は記述式）論文試験（一般論文又は時事論文）	英文和訳、和文英訳及び英文法
語学 (ロシア語)	<u>試験対象官職のうち、主としてロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職</u>		露文和訳、和文露訳及び露語文法	語学 (ロシア語)	<u>主としてロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職</u>		露文和訳、和文露訳及び露語文法
語学 (中国語)	<u>試験対象官職のうち、主として中国語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職</u>		中文和訳、和文中訳及び中国語文法	語学 (中国語)	<u>主として中国語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職</u>		中文和訳、和文中訳及び中国語文法
語学 (朝鮮語)	<u>試験対象官職のうち、主として朝鮮語に係る高度の能力を用いて業務に</u>		朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法	語学 (朝鮮語)	<u>主として朝鮮語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務と</u>		朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法

	従事することを職務とする官職				する官職	
国際関係（英語）	試験対象官職のうち、主として国際関係に係る高度の専門的知識及び英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、英文和訳、和文英訳及び英文法	国際関係（英語）	主として国際関係に係る高度の専門的知識及び英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、英文和訳、和文英訳及び英文法	
国際関係（ロシア語）	試験対象官職のうち、主として国際関係に係る高度の専門的知識及びロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、露文和訳、和文露訳及び露語文法	国際関係（ロシア語）	主として国際関係に係る高度の専門的知識及びロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、露文和訳、和文露訳及び露語文法	
国際関係（中国語）	試験対象官職のうち、主として国際関係に係る高度の専門的知識及び中国語に係る高度の能力を用いて業務	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、中文和訳、和文中訳及び中国語文法	国際関係（中国語）	主として国際関係に係る高度の専門的知識及び中国語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、中文和訳、和文中訳及び中国語文法	

	に従事することを職務とする官職				とする官職	
国際関係（朝鮮語）	試験対象官職のうち、主として国際関係に係る高度の専門的知識及び朝鮮語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職		国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法	国際関係（朝鮮語）	主として国際関係に係る高度の専門的知識及び朝鮮語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法

- 備考 1 試験管理事務局長は、この表に定める試験区分のほか、あらかじめ防衛大臣の承認を受けて必要と認める試験区分を設けその対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野を定めることができる。
- 2 試験管理事務局長は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けてこの表に定める専門試験の出題分野を必要に応じて変更することができる。

別表第3（第12条関係）

次に掲げる者で日本国籍を有するもの

- 1 （略）
- 2 試験年度の4月1日における年齢が21歳未満の者で次に掲げるもの
 - (1) 学校教育法に基づく大学（以下「大学」という。）を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者
イ～ホ （略）
 - (2) （略）

- 1 試験管理事務局長は、この表に定める試験区分のほか、あらかじめ防衛大臣の承認を受けて必要と認める試験区分を設けその対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野を定めることができる。
- 2 試験管理事務局長は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けてこの表に定める専門試験の出題分野を必要に応じて変更することができる。

別表第3（第12条関係）

次に掲げる者で日本国籍を有するもの

- 1 （略）
- 2 試験年度の4月1日における年齢が21歳未満の者で次に掲げるもの
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（以下「大学」という。）を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者
イ～ホ （略）
 - (2) （略）